

○青山総務課長 定刻になりましたので、会議を始めます。

本日は嶋田委員長、藤原委員が御欠席でございます。

委員長代理に係る委員会決定の規定に基づき、熊澤委員長代理に以後の委員会会議の進行をお願いしたいと存じます。

よろしくお願ひいたします。

○熊澤委員長代理 それでは、ただいまから第113回個人情報保護委員会を開会いたします。

本日の議題は3つです。

まず、議題1「独自利用事務の情報連携に係る届出について」、事務局から説明をお願いします。

○事務局 独自利用事務の情報連携に係る届出について御説明いたします。

資料1の「1 独自利用事務とは」を御覧ください。番号法第9条第2項の条例に定める事務、いわゆる独自利用事務につきましては、法定事務に準ずるものとして、委員会規則で定める要件を満たす場合に、情報提供ネットワークシステムを介して、他の機関と情報連携を行うことが可能であるとされております。

委員会では、これまで1,193団体、8,368件の届出について、委員会規則で定める要件を満たすことを確認し、委員会のホームページで公表してまいりました。

続いて、同じく資料1の「2 独自利用事務の情報連携に係る届出について」を御覧ください。この度、地方公共団体から提出されました令和2年2月からの情報連携に係る届出書について、委員会規則に定める要件を満たすか確認いたしました。

その結果、85団体から新規の届出が119件、特定個人情報の追加等を行う変更の届出が103件、事務の廃止等を行う中止の届出が18件ございました。

当該届出について、委員会規則第2条各項に定める要件を満たすことを認め、委員会規則第3条第3項等に基づき、総務大臣に通知することといたしたいと考えております。

なお、今回の届出に係る総務大臣通知後の届出数の総計については、地方公共団体数が1,205団体、届出数が8,469件となります。

説明は以上になります。よろしくお願ひいたします。

○熊澤委員長代理 ありがとうございます。

ただいまの説明について、御質問、御意見ををお願いします。

中村委員、お願いします。

○中村委員 独自利用事務の情報連携の活用推進についてコメントいたします。

現在、政府全体でデジタルガバメントの実現を目指して、様々な取組が推進されていますけれども、その中でマイナンバーを利用した情報連携も進んでいます。

具体的には、年金関係の情報連携の本格運用が始まり、また、将来的には戸籍関係の情報連携も開始される予定です。

情報連携の対象が広がり、行政手続において添付書類が削減できる事務の範囲が更に拡大することで、マイナンバー制度活用のメリットである国民の利便性の向上と、行政手続

の簡素化が進むことが期待されています。

当委員会では、情報提供ネットワークシステムを利用した地方公共団体の独自利用事務の情報連携について、その届出の審査のほか、自治体の要望を踏まえた情報連携の対象の追加事例の検討、事前相談などの支援を行っているところですが、デジタルガバメントへの流れの中で、自治体とその住民が安心してマイナンバー制度のメリットを十分享受することができるよう、今後とも引き続き自治体の情報連携の導入を支援していくことが重要であると考えます。

以上です。

○熊澤委員長代理 ありがとうございます。

ほかにございますでしょうか。よろしいですか。

先ほども中村委員から貴重な御意見をいただきましたが、マイナンバー制度の利便性を国民に一層実感していただけるよう、引き続き地方公共団体と連携して、独自利用事務の情報連携の更なる活用促進に取り組んでいきたいと思えます。

それでは、地方公共団体から提出された届出書について、委員会規則に定める要件を満たすものと認め、総務大臣に通知することとしますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○熊澤委員長代理 異議がないようですので、通知をすることといたします。事務局においては、所要の進めを進めてください。よろしくお願ひします。

○熊澤委員長代理 次に、議題2「監視監督について」、事務局から報告をお願いします。

(内容については非公表)

○事務局 セブンペイに対する不正アクセス案件に係る当委員会の対応について、中間報告ですが、説明させていただきます。

まず、1ポツの不正アクセスの概要でございますが、セブン&アイ・ホールディングスの子会社の株式会社セブンペイが、7月1日にサービスを開始いたしましたセブンペイに対するリスト型攻撃と思われる不正アクセスがございまして、7月29日時点で計807名、約3,860万円の被害が発生いたしました。

サービス直後、2日でございますが、ユーザーからの連絡によりまして不正利用が発覚し、4日に事案を公表いたしました。チャージの全面停止及び新規会員登録を停止しております。その後、12日には外部IDの利用停止、30日には7iDの全ユーザー1650万人に対しまして、パスワードのリセットと強制ログアウトを実施しております。

8月1日時点で、セブンペイにつきましては事業停止も公表してございまして、それは次のページになりますけれども、後ほど触れたいと思えます。

本件の経緯につきましては、QR決済を所管する経済産業省キャッシュレス推進室、プリペイドカード発行者を監督する金融庁、警察庁には報告済みとなっております。

下のほうに本件事案の概略図が示してありますが、今回問題となったセブンペイは右下のほうに記載されてございまして、このセブンペイというのがセブンイレブンアプリ内に追

加されたキャッシュレス支払機能ということでございます。もともとセブンイレブンアプリというアプリがございまして、こちらのほうでキャンペーン情報やクーポン等を発信しておりました。セブンペイは、新たにここに支払い機能を追加したという形になっております。

セブンペイを使うには、まずセブンイレブンアプリにログインする必要がありますが、セブンイレブンアプリにログインするには、一つは左側の7iDからログインする。もう一つは外部IDということで、下のほうに書いてありますが、フェイブック、ライン、ヤフー、グーグル、ツイッターからログインする。この2つの方法がございます。

これまでの調査によりますと、本事案につきましてはこの2つルートの中の7iDからログインしたほうでリスト型攻撃を受け、不正アクセスを受けたということが調査で判明しております。

そして、問題となっておりますのは、セブンイレブンアプリにこのリスト型攻撃でログインしたとしても、セブンイレブンアプリ内のセブンペイでチャージを行うには別途パスワードを入力するシステムになっていたのですが、このパスワードが7iDと同一のパスワードでも使用が可能であったというところで、同じパスワードにされていた方が多くて、その結果、不正利用の被害を受けた可能性が高いということが調査でわかっております。

先ほど言及しました外部IDにつきましては、この調査によって、インターネット回線を利用した脆弱性は指摘されておりますが、実際に不正アクセスを受けたということはいまだ検知されておらず、個人情報の漏えいも、こちらからのログインでは確認されておられません。

一方で、セブン&アイ・ホールディングスは、外部IDについては脆弱性を指摘されましたので、12日時点で外部IDでのログインを遮断する対応をとっているところでございます。

次のページに、セブン&アイ・ホールディングスの主な対応状況が書かれておりますが、本件はセブン&アイ・ホールディングス主導でセブンペイとグループ全体のシステム開発を行っておりますセブン&アイ・ネットメディアが対応しております。

その下の2つは先ほどの説明と重複しますが、7月30日にセブン&アイ・ホールディングスが対応策として、全ユーザー、1650万人のパスワードリセット、強制ログアウトを実施し、8月1日にセブンペイの事業停止を公表いたしました。これがセブン&アイ・ホールディングスの対応状況でございます。

これらの事象に対しまして、当委員会としましては、7月10日よりセブン&アイ・ホールディングスよりヒアリングを行っております。当委員会としての現段階での問題意識について16日に報告を求めまして、7月末までに次の3つを確認しております。

まず、1つ目が7iD及び外部IDと連携している全システムの管理状況についてでございますが、セブン&アイ・ホールディングスのECサイト、オムニ7をはじめ、各社のアプリの認証に7iDを利用しておりますが、IDとパスワード、またそれに基づく会員の個人情報

報につきましては、全てオムニシステムと呼ばれるデータベース内に集約されるという管理を行っております。

次に、7iDのパスワードにつきましては、ハッシュ化された上で保存されておまして、技術的な安全管理の措置はとられていることを確認しております。

また、オムニシステムへアクセス可能な拠点に対しましては、物理面、ネットワーク面等のセキュリティチェック項目を設けまして、安全管理を図っていたという報告を受けております。

2つ目の観点、顧客の個人情報に係るデータベースの所在及び管理体制でございますが、委託先のデータセンターにて管理しているオムニシステムにつきましては、多層的なファイアウォールに加えまして、振舞検知や改ざん検知などの防御態勢を構築していることを確認しております。

一方で、セブンペイにおきましては、セブンイレブンアプリへのアクセス件数が日常的に多いことを理由といたしまして、アクセス数の異常を検知する仕組みがなかった。また、不正と思われるチャージを検知する仕組みは保有していたものの、検知後、すぐに対処する体制も不十分であったということを確認しております。

最後、3つ目の観点で、外部IDを連携している各事業者との契約関係でございますが、外部IDの連携事業者は5社でございます。フェイスブック、ツイッター、グーグル、ヤフー、ライン、この5社に対しましては、いずれも個別の契約を締結するという形ではなくて、各社が公開しているガイドラインによりまして、IDの連携を行っているということを確認しております。

次に当面の対応でございますが、7月30日に実施しました全ユーザーに対するパスワードリセットと強制ログアウト、その後に予定しているセブンペイのサービス停止に伴いまして、緊急に報告徴収を要する可能性がありますことから、本事案の解明に必要な範囲におきまして、適時の報告を求めることとしたいと考えております。

また、キャッシュレス推進のために、スマートフォン等に支払いのアプリケーションを導入する事業者が増加しておまして、本事案と同様に、これを標的としたリスト型攻撃をはじめとする不正アクセス被害が発生するおそれがございますことから、関係省庁と連携の上、事業者への注意喚起を行うこととしたいと考えております。

説明については以上でございます。

○熊澤委員長代理 ありがとうございます。

ただいまの報告について、御質問、御意見をお願いします。

小川委員、お願いします。

○小川委員 御説明ありがとうございます。

説明でもありましたけれども、8月1日、きのうセブンペイの事業停止が発表されたそうです。現在、そういったキャッシュレスの決済機能を提供しているアプリというのはかなりたくさん種類があって、いろいろな人に使われていると思うのですけれども、最後に

今後の対応でありましたように、注意喚起がとても大事ではないかと思えます。

個人情報保護委員会主導のもとで、関係省庁といろいろな連携をとりながら、幅広く実効的な周知を行うことで、増加する不正アクセスの攻撃を抑制することが必要ではないかと思えます。

以上です。

○熊澤委員長代理 ありがとうございます。

どうぞ。

○森企画官 今の点でございますけれども、お手元の資料を見ていただければわかりますように、金融庁、それから経済産業省と注意喚起文の文言調整をしております、8月6日に公表する予定で調整をしておるところでございます。

よろしくをお願いします。

○熊澤委員長代理 よろしくをお願いします。

ほかに、何か御意見はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

事務局においては、同社の調査結果や今後の対応に注視し、本委員会での議論を踏まえ、適切に対応を検討してほしいと思えます。

また、本件は、その社会的影響の大きさ等に鑑み、今後緊急の対応が求められることも想定されます。その際には、事務局において個人情報保護法の権限を的確かつ迅速に行使するとともに、その後、速やかに委員会に報告してください。よろしくをお願いします。

それでは、本件に対し、修正等の御意見がないようですので、報告内容どおり、引き続き対応してください。よろしくをお願いします。

○熊澤委員長代理 次に議題3、その他です。「東京電子機械工業健康保険組合の全項目評価書の公表について」、事務局から報告をお願いします。

○事務局 東京電子機械工業健康保険組合が作成しました東京電子機械工業健康保険組合における適用、給付及び徴収関係事務全項目評価書につきましては、第110回の委員会において承認いただいたところです。

承認の際に決定いただいた個人情報保護委員会による審査内容の記載事項については、評価実施機関において評価書に反映していただいております。

今般、8月1日付でマイナンバー保護評価Web及び東京電子機械工業健康保険組合のホームページにて評価書が公表され、全項目評価書に必要な全ての手続が終了しましたので報告いたします。

以上です。

○熊澤委員長代理 ただいまの報告について、何か御質問等はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、御報告ありがとうございます。

本日の議題は以上です。本日の会議の資料については、準備が整い次第、委員会のホームページで公表してよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○熊澤委員長代理 それでは、そのように取り扱います。

それでは、本日の会議は閉会といたします。事務局から今後の予定を御説明願います。

○青山総務課長 次回の委員会は8月22日木曜日の10時30分から行う予定でございます。

本日の資料は、ただいまの決定どおりに取り扱います。

本日は、誠にありがとうございました。